

平成21年度補正予算の執行停止に関する意見書

地方では、経済危機対策に伴う国の平成21年度補正予算の執行を一部留保するなどの政府方針が示されたことから不安が広がっており、大変動揺しているところである。

地方公共団体向けの基金は一時留保の対象外となったとはいえ、それ以外の国庫補助金や交付金を活用した事業も多く、仮に、その他(基金以外)の地方向けの予算の執行が停止される事態となれば、地方の景気、雇用はもとより、福祉、教育など住民生活に多大な影響を与えるだけでなく、国と地方の信頼関係が大きく損なわれることにもなる。

また、独立行政法人や公益法人等の基金についても、その活用を計画している団体等が数多くあることを考えると、いわゆる天下り団体と言われる団体への基金支出だからという一事をもって執行停止とするのは、丁寧なやり方ではないと考える。このような考え方は、新内閣が掲げる「地域主権」や「友愛精神」と整合するのか、甚だ疑問であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、下記事項に十分配慮されるよう強く要望する。

記

- 1 国の平成21年度補正予算に係る地方で事業化されるすべての基金・交付金等について、事業の執行や住民生活に混乱を生じさせないように、予算の組みかえや執行停止を行わず、地域経済の影響などを勘案し、停滞することなく必要な事業を実施できるよう経済対策の着実な推進について最大限配慮すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月8日

熊本県議会 議長 早川英明

| | |
|--------|--------|
| 衆議院議長 | 横路孝弘様 |
| 参議院議長 | 江田五月様 |
| 内閣総理大臣 | 鳩山由紀夫様 |
| 総務大臣 | 原口一博様 |
| 財務大臣 | 藤井裕久様 |